

マージン率等に係る情報提供

株式会社アイ・シー・シー

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
(対象：令和4年7月～令和5年6月)

記

1. 令和5年6月1日付け派遣労働者数9人
2. 令和4年度 派遣先事業所数（実数）9件
3. 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額32,699円
(1日当たりの料金額（8時間労働として計算）)
4. 令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額17,946円
(1日当たりの賃金額（8時間労働として計算）)
5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合45.1%

※弊社マージン部分については、社会保険料、有給休暇費用及び会社運営費を含んだものです。

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
- キャリアコンサルティングの相談窓口電話：045-438-2461

訓練の内容	対象者	方法	費用負担	賃金支給
コンピュータ基礎教育	新入社員	OFF-JT	無償	有給
社会人研修	新入社員	OFF-JT	無償	有給
新人フォローアップ研修	入社1年目	OFF-JT	無償	有給
マネジメント研修	入社1年目以降	OFF-JT	無償	有給

7. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
- 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和6年3月31日）
 - ・ 協定労働者の範囲（派遣先で情報処理・通信技術者の業務に従事する従業員）
8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
- 首都圏情報サービス産業健康保険組合の福利厚生施設や、その他サービスが受けられます。